

1. 件名：四国電力株式会社伊方発電所の原子力事業者防災業務計画の修正及び平時の周辺住民への情報提供について

2. 日時：令和5年8月30日 15:00～16:00

3. 場所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

緊急事案対策室

川崎企画調整官、反町専門職、嶋崎専門官、澤村専門官、酒井専門職

監視情報課

竹田専門官

伊方原子力規制事務所

膳亀専門官

四国電力株式会社

原子力本部 管理グループ グループリーダー 他7名

5. 要旨

四国電力株式会社から、同社伊方発電所の原子力事業者防災業務計画の修正について、資料1に基づき、以下の修正内容に関する説明があった。

- ・原子力災害医療充実に伴う修正
- ・EAL判断基準に係る解釈明確化の反映
- ・伊方1号機廃止措置計画に伴う修正
- ・伊方3号機非常用電源系統運用見直しによる修正
- ・通報連絡様式の修正
- ・その他、記載の適正化 など

また、原子力事業者防災業務計画に定める平常時の周辺住民への情報提供について、資料2に基づき、①放射性物質及び放射線の特徴、②原子力発電所の概要、③原子力災害とその特殊性、④原子力防災への取り組み及び施設の状況に応じた緊急事態の区分の考え方に関し、以下を実施したとの説明があった。

- ・説明会、訪問活動、見学等による情報提供
- ・報道機関への情報提供
- ・ホームページ、広報誌等による情報提供

原子力規制庁から、以下についてコメントし、四国電力株式会社か

ら、今後の活動に反映していく旨回答があった。

- ・ 緊急事態区分については、住民への説明の中で積極的かつ明示的に説明すること。
- ・ 事業者防災計画の規定において、周辺住民に対し普及・啓発する内容の1つとして、「原子力発電所の状況に応じた緊急事態の区分の考え方」を加えることを検討すること。

## 6. その他

配布資料：

資料1 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容  
(四国電力株式会社)

資料1 別紙 伊方発電所 原子力事業者防災業務計画 修正案

資料2 「平常時の広報活動」に係る活動の取り組み事例について  
(四国電力株式会社)